

＜施設サービス費＞

(1日あたりの単位数)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費		652	720	793	862	929
加算	看護体制加算(Ⅰ)ロ			4		
	看護体制加算(Ⅱ)ロ			8		
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ			18		
	個別機能訓練加算(Ⅰ)			12		
	栄養ケアマネジメント強化加算			11		
	サービス提供強化加算【Ⅲ】			6		
	個別機能訓練加算(Ⅱ)			20/月		
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)			90/月		
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)			110/月		
	小計※1	711	779	852	921	988
介護職員処遇改善加算【Ⅰ】	59	65	71	76	82	
介護職員等ベースアップ等支援加算	11	12	14	15	16	
合計※1	781	856	937	1,012	1,086	
金額換算(単位数合計×10.54(端数切捨))		8,231円	9,022円	9,875円	10,666円	11,446円
1日あたりの負担額(1割負担) (月額(30日の場合)※2)		824円 (24,963円)	903円 (27,325円)	988円 (29,862円)	1,067円 (32,261円)	1,145円 (34,588円)
1日あたりの負担額(2割負担) (月額(30日の場合)※2)		1,647円 (49,926円)	1,805円 (54,650円)	1,975円 (59,724円)	2,134円 (64,522円)	2,290円 (69,176円)
1日あたりの負担額(3割負担) (月額(30日の場合)※2)		2,470円 (74,889円)	2,707円 (81,975円)	2,963円 (89,586円)	3,200円 (96,783円)	3,434円 (103,764円)

※1: 個別機能訓練加算(Ⅱ)、口腔衛生管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)は月額の為、含まれておりません。

※2: 個別機能訓練加算(Ⅱ)、口腔衛生管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)が含まれております。

＜居住費・食費＞

	区分	日額	月額(30日の場合)
居住費	第1段階	820円	24,600円
	第2段階	820円	24,600円
	第3段階①	1,310円	39,300円
	第3段階②	1,310円	39,300円
	第4段階	2,100円	63,000円
食費	第1段階	300円	9,000円
	第2段階	390円	11,700円
	第3段階①	650円	19,500円
	第3段階②	1,360円	40,800円
	第4段階	1,445円	43,350円

1か月あたりの利用料金目安(30日で計算)

1割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計	第1段階	58,563円	60,925円	63,462円	65,861円	68,188円
	第2段階	61,263円	63,625円	66,162円	68,561円	70,888円
	第3段階①	83,763円	86,125円	88,662円	91,061円	93,388円
	第3段階②	105,063円	107,425円	109,962円	112,361円	114,688円
	第4段階	131,313円	133,675円	136,212円	138,611円	140,938円

2割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階		156,276円	161,000円	166,074円	170,872円	175,526円

3割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階		181,239円	188,325円	195,936円	203,133円	210,114円

※第1段階から第4段階は、介護負担限度額を表します。介護負担限度額につきましては区役所への申請が必要です。

※居住費は入院・外泊された場合、7日目以降は介護保険負担限度額に関係なく第4段階（2,100円）となります。

※利用料金は、要介護度・介護負担限度額によって異なります。又、配置基準、制度改正により変更になる場合がございますので、ご了承ください。

※その他の各種加算料金

初期加算	30単位/日	入所した日及び30日を超える入院後に退院した日から起算して30日以内
個別機能訓練加算 ※(Ⅰ)(Ⅱ)併算可	(Ⅰ) 12単位/日	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能計画に基づき計画的に行った機能訓練について算定する。
	(Ⅱ) 20単位/月	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
ADL維持等加算 ※(Ⅰ)(Ⅱ)併算不可	(Ⅰ) 30単位/月	イ 当該施設利用者の評価対象利用期間が六月をこえる総数が10人以上であること。 ロ 利用者等全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して六月目(六月目に利用が無い場合は最終月)においてBarthel Indexを適切に評価できるものがADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ハ 利用開始月の翌月から起算して六月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に当たった値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。
	(Ⅱ) 60単位/月	ADL維持等加算(Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。
経口維持加算【Ⅰ】	400単位	著しい摂食障害を有し、造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められ特別な管理が必要であるものとして、医師の指示を受けた場合。(1月につき)
経口維持加算【Ⅱ】	100単位	著しい摂食障害を有し水飲みテスト等により誤嚥が認められ特別な管理が必要であるものとして、医師の指示を受けた場合。(1月につき)
療養食加算	6単位	医師の指示による特別食を提供する場合(1食につき)
外泊時費用	246単位	1月あたり6日を限度として所定単位数に代えて算定する(1日につき)
看取り介護加算【Ⅰ】	144単位	死亡日以前4日以上30日以下(1日につき)
	680単位	死亡日の前日及び前々日(1日につき)
	1280単位	死亡日
サービス提供体制強化加算【Ⅰ】ロ	12単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上(1日につき)
サービス提供体制強化加算【Ⅲ】	6単位	入所者に直接サービス提供する職員総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上(1日につき)
退所前訪問相談援助加算	460単位	退所後のサービスについて相談援助を行った場合。(1回につき)
退所後訪問相談援助加算	460単位	退所後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合。(1回につき)
退所時相談援助加算	400単位	退所時に退所後のサービスについて相談援助を行った場合。(1回につき)
退所前連携加算	500単位	退所後のサービス利用について調整を行った場合。(1回につき)
日常生活継続支援加算Ⅱ	46単位	入所者総数のうち介護4、介護5の者の占める割合が100分の70以上。介護福祉士の数が、6又はその端数を増すごとに1以上(1日につき)
経口移行加算	28単位	計画に従い、経口による食事の摂取を進める為の栄養管理を行った場合。(1日につき)
在宅復帰支援機能加算	10単位	家族との連絡調整、居宅サービスに必要な情報の提供、退所後のサービス利用に関する調整を行っている場合。(1日につき)
在宅・入所相互利用加算	40単位	要介護3から要介護5までの者が在宅生活を継続する観点から、居宅と施設の介護支援専門員が情報交換を十分にしている場合。(1日につき)
	(Ⅰ) 10単位/月	イ 排泄介護を要する入居者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入居時等に評価するとともに、少なくとも六月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排泄支援に当たって当該情報等を活用している事。 ロ イの評価の結果、適切な対応により、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員が共同して、排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。 ハ イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。

排せつ支援加算	(II) 15単位/月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行う事により、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ・施設入所時等を比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又はオムツ使用ありから、使用なしに改善していること。
	(III) 20単位/月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行う事により、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ・施設入所時等を比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。かつ、オムツ使用ありから、使用なしに改善していること。
	(I) 3単位/月	イ 入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入居時等に評価するとともに、少なくとも三月に一回、評価を行い、その評価等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。 ロ イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 ハ 入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること。 ニ イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。
褥瘡マネジメント加算 ※(Ⅰ)(Ⅱ)併算不可	(II) 13単位/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、施設入居者等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者等について、褥瘡の発生が無いこと。
	300単位/月	イ 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、六月に一回、医学的自立支援に係る支援計画等の評価を見直し策定等に参加していること。 ロ イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に医師、看護職員、介護職員介護支援専門員が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。 ハ イの医学的評価のに基づき三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 ニ イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援推進の適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用していること。
自立支援推進加算	120単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。(1日につき)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急入所した場合。(1日につき)
再入所時栄養連携加算	200単位	医療機関に入院し、経管栄養または嚥下調整食の新規導入など、施設入院時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合。(1回につき)
配置医師緊急時対応加算	650単位	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間に施設を訪問し入所者の診療を行った場合。(1回につき)
	1300単位	配置医師が施設の求めに応じ、深夜に施設に訪問し入所者の診療を行った場合。(1回につき)
生活機能向上連携加算	100単位	外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合。(1月につき)
安全対策体制加算	20単位	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。(入居時に1回のみ算定)

※その他の各種加算を算定させていただく場合は事前に相談させていただきます。

○病院受診代、歯科受診代、健康管理費(インフルエンザ予防接種代等)、理美容代、入居者の希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代・個人のレクリエーション等にかかる品物代等は自費となります。